| 新 | 旧 | 備考 |
| --- | --- | --- |
| 貿易代金貸付保険手続細則  平成１７年４月１日　０５－制度―０００１５  沿革　平成17年９月16日　一部改正  平成18年３月20日　一部改正  平成18年11月29日　一部改正  平成18年12月27日　一部改正  平成19年３月14日　一部改正  平成19年９月21日　一部改正  平成21年３月４日　一部改正  第１条　（略）  （申込み）  第２条　貿易代金貸付保険の申込を行おうとする者は、原則として、貸付契約締結日又は発効日から１ヶ月以内かつ初回貸出の実行日の前日（包括保険の対象となる案件にあっては貸付契約締結日以降、初回貸出要件充足日から１月以内かつ初回貸出実行日の前日）までに別紙様式第１－１による貿易代金貸付保険申込書に貸付契約を証する書類及びその内容を収録したOCRシート（2 1 0 0 ）を添付し、日本貿易保険の本店（以下「本店」という。）に提出（提出部数については、別表１に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。この場合において、一の貸付契約で貸付金が２以上の通貨で償還される場合は保険料算定上償還金額を分割し、申込書を提出するものとする。  ２　（略）  第３条～第29条　（略）  附　則  この改正は、平成２１年３月６日から実施する。  別紙様式第１－１ | 貿易代金貸付保険手続細則  平成１７年４月１日　０５－制度―０００１５  沿革　平成17年９月16日　一部改正  平成18年３月20日　一部改正  平成18年11月29日　一部改正  平成18年12月27日　一部改正  平成19年３月14日　一部改正  平成19年９月21日　一部改正  第１条　　（略）  （申込み）  第２条　貿易代金保険の申込を行おうとする者は、原則として、貸付契約締結日又は発効日から１ヶ月以内かつ初回貸出の実行日の前日（包括保険の対象となる案件にあっては貸付契約締結日以降、初回貸出要件充足日から１月以内かつ初回貸出実行日の前日）までに別紙様式第１－１による貿易代金貸付保険申込書に貸付契約を証する書類及びその内容を収録したOCRシート（2 1 0 0 ）を添付し、日本貿易保険の本店（以下「本店」という。）に提出（提出部数については、別表１に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。この場合において、一の貸付契約で貸付金が２以上の通貨で償還される場合は保険料算定上償還金額を分割し、申込書を提出するものとする。  ２　（略）  第３条～第29条　（略）  別紙様式第１－１ |  |